

こども局子育て支援課

・ 子 育 て 支 援 係

・ こ ど も 相 談 係

1. 子育て支援係

事業名 (事業発足年度)	予 算 額	事 業 概 要
子ども・子育て 1. 会議 (平成25年度)	千円 555	平成25年9月に「館林市子ども・子育て会議」を発足。令和元年度に策定した第2期館林市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）を推進し、進捗管理を行う。 第3期館林市子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）を策定する。
児童扶養手当 2. (昭和37年度)	256,518	父母の離婚等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は一定基準以上の心身障害を有する20歳未満の児童）を監護又は養育している父子、母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため支給する。 ・支給月額 45,500円から10,740円 子ども加算 2人目 10,750円～5,380円加算 3人目以降1人につき 6,450円～3,230円加算 ※令和6年11月より児童3人目以降は児童2人目と同額 ・支払期 奇数月（年6回） 但し、所得制限があり扶養1人の場合 870,000円未満は全額、2,300,000円未満は一部支給。 ※令和6年11月より所得制限緩和予定 ※令和5年度 514人（支給者） 支給総額 254,529,220円
児童手当支給 3. (平成24年度)	1,118,929	次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するという趣旨のもとに、中学校修了までの児童を養育する父母等に支給する。 制度改正により、令和6年10月からは所得制限が撤廃され、支給対象児童が高校生まで拡充される。 (令和6年9月分まで) ・支給月額 所得制限額未満である者 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降 15,000円) 中学生 10,000円 所得制限額以上所得上限額未満である者 一 律 5,000円 (平成24年6月分から適用) 所得上限額以上である者（令和4年6月分から適用） 支給なし (令和6年10月分以降（制度改正後）) ・支給月額 3歳未満第1・2子 15,000円 3歳以上高校生以下第1・2子 10,000円 0歳以上高校生以下第3子以降 30,000円 ・支払期 6月・10月・12月・2月（令和6年度） 制度改正により、令和6年10月から偶数月に支給。 ※令和5年度 児童手当 延 86,806人 支給総額 946,530,000円
養護施設等 4. 入所等利用	—	養護に欠ける児童の保護と、非行児童の性格改善のための施設入所。 ※令和5年度（令和6年3月31日現在）16人 ・鐘の鳴る丘少年の家ほか 4施設
福祉型障害児入所 5. 施設入所等利用	—	知的障害児のうち、家庭で適切な指導を受けられない児童の施設入所。 ※令和5年度（令和6年3月31日現在）6人 ・しろがね学園ほか 2施設
医療型障害児入所 6. 施設入所等利用	—	心身障害児のうち、将来独立して自立が行えるよう医療訓練や生活指導等の必要がある児童の施設入所。 ※令和5年度（令和6年3月31日現在）1人 ・両毛整肢療護園

事業名 (事業発足年度)	予 算 額	事 業 概 要
7. 児童福祉施設入(通)所児 負担金 補助事業 (昭和54年度)	594	児童福祉施設入(通)所児にかかわる負担金の軽減を図るため保護者に対して補助金を交付する。 ※令和5年度 13人(保護者延) 184,800円 ・養護施設等入所 4人 ・福祉型障害児入所施設入所等 8人 ・医療型障害児入所施設入所 1人
8. ファミリー・サ ポート・セ ンター事業 (平成25年度)	千円 —	地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が会員となって組織し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備するとともに、児童福祉の向上を図る。 令和4年度より総合福祉センター指定管理者へ委託 ※令和5年度 会員数351人 活動件数1,264件
9. ファミリー・サ ポート・セ ンター利用料 補助 (平成28年度)	千円 200	保護者の就労支援及び経済的負担の軽減を図ることを目的として、低所得世帯の者がファミリー・サポート・センターを利用する場合に、利用料の一部を補助する。 ※令和5年度 市利用料補助対象者 延べ14名 23,550円
10. 子育て短期 支援事業 (平成27年度)	154	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において、一定期間、養育・保護を行う。養育・保護については実施施設(東光乳児院、東光虹の家)に委託している。 ※令和5年度 0人
11. 母子・父子家庭 児童小学校入学及 び中学校卒業祝金 支給事業 (昭和48年度)	1,700	母子・父子家庭の児童が小学校へ入学及び中学校を卒業する場合に祝金を支給する。 ・支給金額 館林市デジタル地域通貨1万円分 ・支給月日 小学校入学(3月下旬)・中学校卒業(3月下旬) ※令和5年度 小学校入学 28人 中学校卒業 83人
12. 母子・父子家庭 自立支援事業 (平成15年度)	3,700	母子・父子家庭の経済的自立を目指すため、ひとり親家庭の主体的な能力開発及び資格取得の取組みに対し、相談及び経済的支援をする。 ・母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業(令和5年度 2人) ・母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業(令和5年度 2人)
13. ひとり親家庭 高等学校卒業程度 認定試験合格支 援事業 (平成29年度)	230	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていく。市単独事業として、合格後の祝い金の制度がある。 ・通信制の場合 ①受講開始時給付金 受講費用の4割(上限100,000円) ②受講修了時給付金 受講費用の5割(①と合わせて上限125,000円) ③合格時給付金 受講費用の1割(①②と合わせて上限150,000円) ④合格祝い金 80,000円(市単独事業) ※令和5年度 実績0件(累計1件)
14. 養育費等確保 支援事業 (令和5年度)	350	離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長及び発達に必要な養育費の確保を支援するため、公正証書等の作成に必要な経費や保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費を補助する。 ・公正証書等作成経費に対する補助金 上限30,000円 (令和5年度 4人) ・養育費保証契約締結経費に対する補助金 上限50,000円 (令和5年度 0人)

事業名 (事業発足年度)	予 算 額	事 業 概 要
15. 子 育 て 支 援 モバイルサービス 事業 (平成30年度)	119	健康推進課の子育て支援モバイル配信サービス事業「館林市予防接種・子育てナビ」に、子育て支援課の子ども・子育て総合サイトをリンクし、支援情報を容易に入手できるよう、総合的な情報提供を行う。 ※メールマガジン配信開始（令和元年度～）
16. 結 婚 新 生 活 支 援 事 業 (令和3年度)	14,119	少子化対策の1つとして、妊娠・出産の前段階である結婚のきっかけづくりを支援するため、新婚世帯に対し、婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用又は住宅リフォーム費用及び引越し費用を補助する。 ・補助金額 夫婦ともに29歳以下 上限60万円 上記以外 上限30万円 ※令和5年度 28世帯 7,421,000円
17. こども誕生祝金 支 給 事 業 (令和4年度)	10,121	次代を担うこどもの誕生に祝意を示し、健やかな成長を願うとともに、子育て家庭の負担の軽減及び少子化対策の充実を図るため、こどもが出生した世帯に対して祝金を支給する。 ・支給金額 第1子及び第2子 館林市デジタル地域通貨1万円分 第3子以降 館林市デジタル地域通貨11万円分 ※令和5年度 対象児童 360人 内訳 第1子及び第2子 294人 第3子以降 66人

2. こども相談係

事業名 (事業発足年度)	予 算 額	事 業 概 要
子ども家庭総合支援拠点事業 (令和4年度)	千円 10,285	子どもとその家庭等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援までをチームで実施するとともに、児童相談所等との総合調整体制を推進する。 (社会福祉士、保健師、教員等の有資格者を配置) ・家庭児童相談員 (昭和42年度) 令和5年度 延べ相談件数 2,989件 ・婦人相談員 (昭和45年度) 令和5年度 延べ相談件数 110件 ※令和6年4月1日より婦人相談員は女性支援相談員に変更
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (平成27年度)	422	市において、児童虐待対応である子どもを守る地域ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) の調整機関の職員と構成員等の専門性の向上と要保護児童対策地域協議会の強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、虐待を受けた子どもの支援を推進する。 ※令和5年度 代表者会議 1回 実務者会議 6回 個別ケース検討会議 23回
母子生活学校開設事業補助 (平成元年度)	100	母子・寡婦家庭を対象に生活学校を開設し、研修や交流会を行う館林市母子寡婦会に補助を行い、一層の充実を図る。
母子生活支援事業	1,555	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童が福祉に欠けることがある場合において、施設入所させ保護することを目的とする事業。 ・母子生活支援施設委託料 (令和5年度 母子0世帯) ・母子緊急一時保護事業委託料 (令和5年度 母子1世帯)
子どもの居場所づくり支援事業 (子どもの総合相談窓口事業) (平成30年度)	2,200	子どもの総合的な相談支援及び市民が主体となり運営する子どもの居場所について開設・運営に当たっての相談支援を通し、地域における子どもの居場所の確保や地域の中で子どもたちを支える体制整備を推進する。 ※『子どもの居場所づくり推進フォーラム』開催 令和元年10月6日 (日) ※『子どもの居場所づくりネットワーク会議』開催 令和2年2月21日 (金) ※居場所づくり人材バンクの開設 ※令和5年度 延べ相談件数 28件